

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示日号 (注4)
トーゴ	食糧援助に関する日本国政府と トーゴ共和国政府との間の交換 公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円	2019.11.26 ロメで (同日)	日本側 倉光秀彰在トーゴ 大使 トーゴ側 クララ・バタカ 農業・畜産・水産大臣	2019.12.17 255号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。